

介護保険料のお知らせ

介護保険は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費(税金を財源として、寝たきりや認知症などの高齢者に必要なサービスを提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。市内に居住する40歳以上の人はすべて、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は年齢によって、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2

号被保険者(40歳から64歳までの人)に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

【65歳以上の人の介護保険料】(令和元年度から令和2年度まで)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.375 26,600円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.625 44,300円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.725 51,400円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90 63,700円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 70,800円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15 81,400円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30 92,000円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50 106,200円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70 120,300円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80 127,400円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.90 134,500円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※所得金額とは、前年(2019年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

☎ 介護高齢課介護保険係 (☎内線1187)